

伊東市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要

1 乳児等通園支援事業について

(1) 制度概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度です。令和8年度からは、全ての自治体で実施することとされており、本市でも、令和8年4月からの事業実施に向け、準備を進めています。

(2) 実施内容

- ア 利用対象者 0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこども
- イ 利用時間 月一定時間までの利用可能枠の中で利用
- ウ 利用料金 事業所が直接徴収することを想定
- エ 利用方法 事業所との直接契約を想定
- オ 実施場所 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等を想定

2 運営に関する基準を定める条例案について

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法において、特定乳児等通園支援事業を行う者が特定乳児等通園支援を提供するに当たっては、市が定める運営の基準に従う必要があります。

運営の基準は、国の定めた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）をもとに、市が条例で定めることとなります。

(2) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項に基づき、以下に分類されます。

ア 「従うべき基準」 必ず適合しなければならない基準

従うべき基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従うべき基準範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるもの。

イ 「参酌すべき基準」 十分参考しなければならない基準

参酌すべき基準を十分参考した結果として、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの。

(3) 条例案の考え方

国の基準の各規定は、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に必要な水準を確保するものであることから、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、国の基準と同様の内容の規定とします。

(4) 条例で定める基準の事項

項目	類型	条例案
利用定員に関する基準（第3条） 面談（第4条） 正当な理由のない提供拒否の禁止（第5条） あっせん及び要請に対する協力（第6条） 支払（第12条） 特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条） 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第23条） 虐待等の禁止（第24条） 秘密保持等（第25条） 事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）	従うべき 基準	
趣旨（第1条） 一般原則（第2条） 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第7条） 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第8条） 心身の状況等の把握（第9条） 特定教育・保育施設等との連携（第10条） 特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条） 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第13条） 特定乳児等通園支援に関する評価等（第15条） 相談及び援助（第16条） 緊急時等の対応（第17条） 乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知（第18条） 運営規程（第19条） 勤務体制の確保等（第20条） 利用定員の遵守（第21条） 掲示等（第22条） 情報の提供等（第26条） 利益供与等の禁止（第27条） 苦情解決（第28条） 地域との連携等（第29条） 会計の区分（第31条） 記録の整備等（第32条） 電磁的記録等（第33条）	国の基準 のとおり	
	参酌すべき 基準	

(5) 施行日

令和8年4月1日（予定）